日刊 (日曜日、 土曜日、 休日休刊



発 行

東京都

令和二年九月十六日

東京都知事

小

池

百 合 子

次

目

○市街地再開発組合の設立認可…………… ……………(都市整備局市街地整備部再開発課

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区 域の指定……(環境局環境改善部化学物質対策課

域の指定の一部解除……………………(同)○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区 ○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区

域の指定解除(二件) ------(同)… 三

○開発行為に関する工事完了………………… …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)

○砂利採取業務主任者試験の実施………………

…………(産業労働局商工部地域産業振興課)…

Ŧ.

告

示

●東京都告示第千百八十三号

を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一条 項の規定に基づき囲町東地区市街地再開発組合の設立 次の ŋ

1

ように告示する。

事業施行期間 囲町東地区市街地再開発組合 組合の名称 令和二年九月十六日から令和七年十二月三十一日まで

中野区中野四丁目地内

三

施行地区

害物質の種類

鉛及びその化合物

事務所の所在地

四

中野区中野四丁目十七番五号

五. 設立認可の年月日

令和二年九月十六日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所の掲示板に掲示し、 特に必要があるときは官報

権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期

限

八

に掲載してこれを行う。

Ħ.

令和二年十月十五日

●東京都告示第千百八十四号

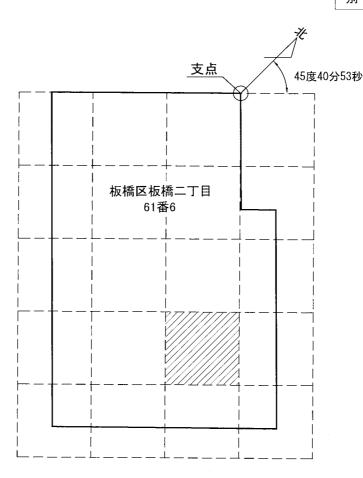
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法 ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい 第一 第六条第二項の規定により、 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条 土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ 項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお 次のとおり告示する。

形質変更時要届出区域 東京都知事 別図のとおり 小 池 (板橋区板橋二 百 合子

九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有 丁目地内 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十

令和二年九月十六日

別図



-【支点】-

支点は、板橋区板橋二丁目61番6の最北端とする。

【格子の回転角度 (45度40分53秒) 】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向 及び南北方向に引いた線並びにこれらと平 行して10m間隔で引いた線により構成されて いる格子を、支点を中心として、右回りに 回転させた角度を示す。

-【凡例】-

九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特

 \equiv

講じられた汚染の除去等の措置

土壌汚染の除去

定有害物質の種類

鉛及びその化合物

敷地境界

丁目地内)

土壤汚染対策法施行規則

(平成十四年環境省令第二十

単位区画

形質変更時要届出区域

令和二年九月十六日

指定を解除する区域

別図のとおり (北区田端新町

東京都知事 小 池 百 合 子 次のとおり告示する。 九号により指定した区域の一部の指定を解除するので、 第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第八百六十 条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一 同

●東京都告示第千百八十五号

別図

【凡例】---:単位区画 一:筆境界 —: 敷地境界

|||||: 指定を解除する区域

|///: 形質変更時要届出区域

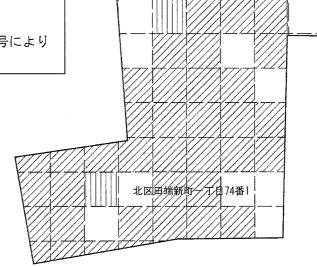
(平成29年東京都告示第869号により

指定した区域)

【支点】-

支点は、世界測地系座標 X: -28947.512Y:-6036.791

に位置する。



北

0度6分28秒

<u>支点</u>

【格子の回転角度(0度6分28秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びに これらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を 中心として、右回りに回転させた角度を示す。

> ●東京都告示第千百八十六号 土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号)

令和二年九月十六日

とおり告示する。

項において準用する同法第六条第二項の規定により、

次の

より指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三

一項の規定により、

令和二年東京都告示第九百六十号に

第十一

東京都知事 小

指定を解除する区域 別図のとおり 池 (世田谷区玉堤 百 合 子

丁目地内)

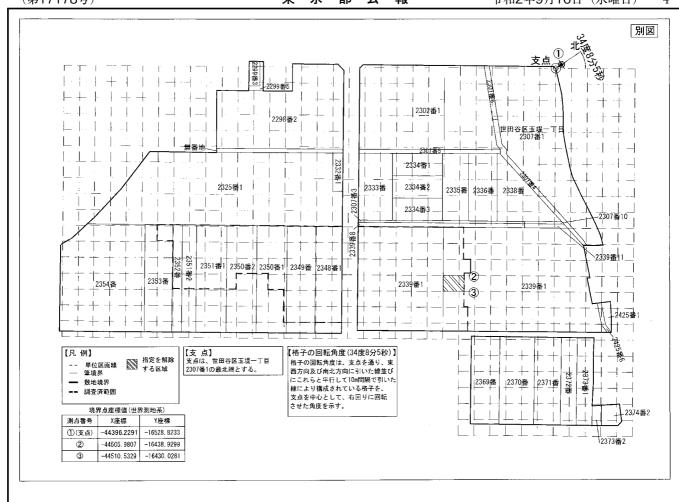
土壤汚染対策法施行規則

(平成十四年環境省令第1

講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

 \equiv

定有害物質の種類 砒素及びその化合物 九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特



●東京都告示第千百八十七号

のとおり告示する。 により指定した区域の全部の指定を解除するので、 三項において準用する同法第六条第二項の規定により、 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 一項の規定により、 平成二十九年東京都告示第九百六号 第十一 同 次

令和二年九月十六日 東京都知事

指定を解除する区域 別図のとおり 小 池 (豊島区東池袋四 百 合 子

その化合物並びにほう素及びその化合物 に適合していなかった特定有害物質の種類 九号。以下「規則」という。) 丁目地内) 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第一 第三十一条第 セレン及び 項の基準

講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

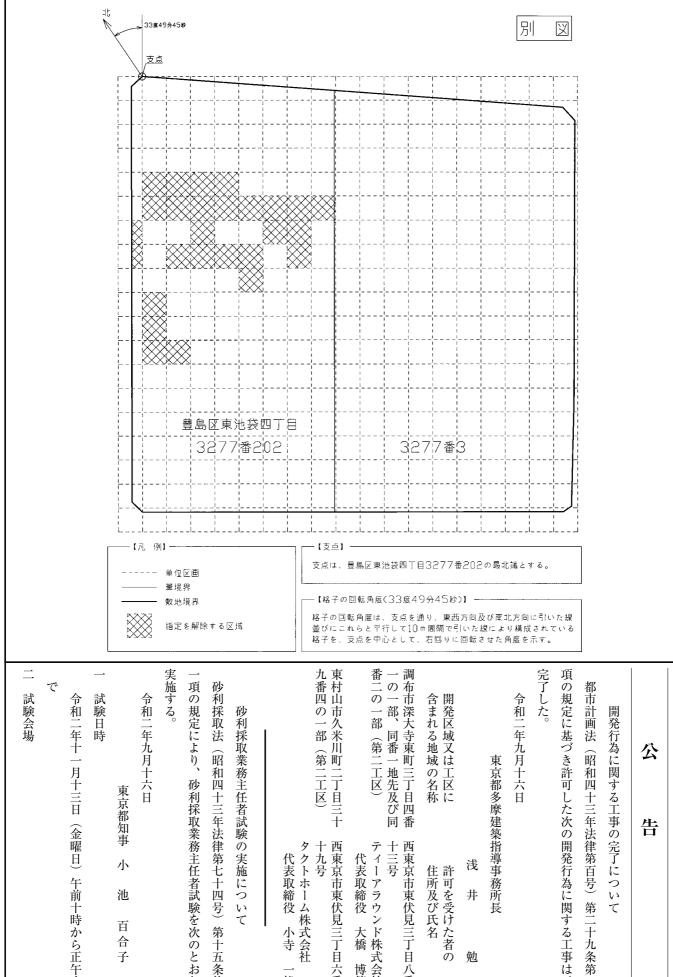
兀

定有害物質の種類

鉛及びその化合物

規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特

5



(第二工区)

代表取締役 小寺タクトホーム株式会社

裕

令和二年九月十六日

(昭和四十三年法律第七十四号)

第十五条第

砂利採取業務主任者試験を次のとおり

東京都知事 小 池 百 合

子

月十三日 (金曜日) 午前十時から正午ま

公

告

開発行為に関する工事の完了につい (昭和四十三年法律第百号) 第二 一十九条第

令和二年九月十六日

東京都多摩建築指導事務所長 浅 井

住所及び氏名

十三号

西東京市東伏見三丁目八番

代表取締役 大橋 博範ティーアラウンド株式会社

西東京市東伏見三丁目六番

勉

受験案内書の配布

ア

配布期間

青梅市河辺町六丁目四番地の

び第三会議室 東京都青梅合同庁舎三階 第一会議室、 第二会議室及

Ξ 四 受験資格 特になし

試験方法及び試験科目 試験方法

筆記試験により行う。

試験科目

砂利の採取に関する法令

イ 及び河川工学に関する事項を含む。) 砂利の採取に関する技術的な事項 (基礎的な土木

受験手続

Ŧi.

条例 令和二年十月十五日(木曜日)から同年十一月六 (金曜日)まで。ただし、東京都の休日に関する (平成元年東京都条例第十号)に定める休日を

イ 配布場所

除く。

西新宿二丁目八番一号及び青梅市河辺町六丁目四番 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区

地の一)及び各支庁

 $(\underline{\hspace{1cm}})$ 受験願書の受付期間及び受付時間

ア 受付期間

六日 (金曜日) まで。ただし、 東京都の休日に関す

令和二年十月二十九日(木曜日)から同年十一月

る条例に定める休日を除く。

イ 受付時間

後一時までの時間を除く。 午前九時から午後五時まで。ただし、正午から午

新宿二丁目八番一号)及び各支庁

 (\equiv)

受験願書の受付場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西

(四) 提出書類

ア 受験願書(東京都で指定した様式)

イ 受験票(東京都で指定した様式)

とし、六箇月以内に撮影した正面、上半身の無帽無 写真(縦八センチメートル、横六センチメートル

ウ

背景のもの

ア及びイの用紙は、受験案内書の配布場所で配布す

る。

(<u>Fi.</u>) 受験手数料

六 問合せ先

八千百円

東京都産業労働局商工部地域産業振興課

電話〇三(五三二〇)四七八八

行 発

|電話 ○三(五三二一)一一一一(代) 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号東

郵便番号 163-8001 定 価 一箇月

本号 六、六〇〇円

(郵送料を含む。) | 印 | 電話 ○三(三八一二)五二○一(代)ハ 六、六○○円 | 刷 | 東京都文京区白山一丁目十三番七号ハ 六、六○○円 | 所 | 勝 | 美 | 臼 | 吊 | 材 | 云 | 会 | 社 |東京都文京区白山一丁目十三番七号 美 印 刷 株 式 会 社

郵便番号 ミックス 艇

リサイクル適性(例)